

# 村上市の介護保険料の推移

資料 4

第4期  
●平成23年度

段階	年額の保険料 (月額相当額)
第1段階	25,200円 (2,100円)
第2段階	25,200円 (2,100円)
第3段階	37,800円 (3,150円)
第4段階	50,400円 (4,200円)
第5段階	63,000円 (5,250円)
第6段階	75,600円 (6,300円)

第5期  
●平成24年度～26年度

段階	対象者	保険料率	年額の保険料 (月額相当額)
第1段階	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で、市民税が世帯非課税	基準額×0.5	31,800円 (2,650円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入と合計所得金額との合計が80万円以下	基準額×0.5	31,800円 (2,650円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の人	基準額×0.75	47,700円 (3,975円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がある人	基準額	63,600円 (5,300円)
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	79,500円 (6,625円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上の人	基準額×1.5	95,400円 (7,950円)

第6期  
●平成27年度～29年度

段階	対象者	保険料率	年額の保険料 (月額相当額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が非課税で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.45	28,620円 (2,385円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入と合計所得金額との合計が80万円超120万円以下	基準額×0.7	44,520円 (3,710円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入と合計所得金額との合計が120万円超	基準額×0.75	47,700円 (3,975円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がある人のうち、本人年金収入80万円以下	基準額×0.9	57,240円 (4,770円)
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がある人のうち、本人年金収入80万円超	基準額×1.0	63,600円 (5,300円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【120万円未満】	基準額×1.25	79,500円 (6,625円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【120万円以上190万円未満】	基準額×1.35	85,860円 (7,155円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【190万円以上290万円未満】	基準額×1.55	98,580円 (8,215円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【290万円以上600万円未満】	基準額×1.75	111,300円 (9,275円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【600万円以上】	基準額×1.85	117,660円 (9,805円)

第7期  
●平成30年度～32年度

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が非課税で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入と合計所得金額との合計が80万円超120万円以下	基準額×0.7
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入と合計所得金額との合計が120万円超	基準額×0.75
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がある人のうち、本人年金収入80万円以下	基準額×0.9
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がある人のうち、本人年金収入80万円超	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【120万円未満】	基準額×1.25
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【120万円超190万円以下】	基準額×1.35
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【190万円以上290万円未満】	基準額×1.55
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【290万円以上600万円未満】	基準額×1.75
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が【600万円以上】	基準額×1.85

